

第一期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）の取組状況について

令和7年7月24日
地域教育振興課

○R1～2年 読書バリアフリー法の成立と国の計画策定

○「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」施行（令和元年6月）

《目的》

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること

○国において「視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本的な計画」決定（令和2年度から6年度まで）

《基本方針》

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

○R3 第一期大阪府読書バリアフリー計画（R3年度からR7年度）

当面の取組の方向性を示すための第一期計画として策定。

【計画期間】

令和3年から概ね5年間

【基本方針】

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざし、5つの方向性を定め計画を推進します。

【施策の方向性と取組内容】

- ＜方向性1＞ アクセシブルな書籍等の充実（公立図書館等における点訳・音訳等資料の製作：他3項目）
- ＜方向性2＞ 公立図書館等の人材育成・体制整備（公立図書館などの職員への研修：他5項目）
- ＜方向性3＞ 利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（情報提供体制及び障がい者サービスの実施：他5項目）
- ＜方向性4＞ 図書館サービスに係る情報発信（公立図書館等のサービス内容の周知：他3項目）
- ＜方向性5＞ 国、市町村との連携（国への要望：他1項目）



○第一期大阪府読書バリアフリー計画推進に係る取組の主な成果

＜方向性1＞ アクセシブルな書籍等の充実

- ・利用者のニーズに応えるため、アクセシブルな書籍等（デージー図書、LLブック、点字図書等）の収集及び製作に努めた。

	R2末	R6末
デージー図書（マルチメディアデージー含む）（巻）	12,537	14,320
大活字本（冊）	3,879	4,713
LLブック（冊）	79	104
点字図書（冊）	18,847	19,493
テープ図書（巻）	18,011	18,083
手話・字幕入りビデオ（巻）	65	74
所蔵点数	53,418	56,787

	R2	R3	R4	R5	R6
製作点数（件）	1,280	1,141	1,105	1,072	906

- ・全国的に利用できるネットワークの充実の寄与するため音声デージー等のデータ提供に努めた。

	R2	R3	R4	R5	R6
国立図書館への提供（件）	46	44	58	45	49
サビエ図書館への提供（件）	314	296	271	280	273

○第一期大阪府読書バリアフリー計画推進に係る課題

- ・一般書籍と電子書籍の同時出版に向けた体制整備は、まだ実現には至っていない。
- ・研修や養成講座を通じて点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の人材育成に努めてきましたが、製作ボランティアの十分な確保や体制整備にはまだ至っていないと考えられる。
- ・ホームページでの情報提供やリーフレットの配布を通じて、公立図書館や点字図書館のサービスを広く周知してきましたが、まだ当事者への情報が十分に届いていないと考えられる。

＜方向性2＞ 公立図書館等の人材育成・体制整備

- ・図書館等の職員が利用者ニーズに沿った適切な対応スキルを身につけるため、障がい者サービス及び読書支援機器の操作方法の研修会等を開催するとともに、点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の養成講座を開催し、人材育成に努めた。

		R2	R3	R4	R5	R6
館内職員研修 （手話研修）	初級講座	全39回	全22回	全22回	全22回	全23回
	中級講座	全19回	全44回	全22回	全22回	全24回
点訳奉仕員中級養成講座		全24回	全24回	全24回	全24回	全24回
朗読奉仕員中級養成講座		全24回	全24回	全24回	全24回	全24回

＜方向性3＞ 利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実

- ・活字文書読上げ装置（R5）、拡大読書機器（R6）を購入し、読書支援機器の充実に努めた。

＜方向性4＞ 図書館サービスに係る情報発信

- ・読書活動を支援する様々なサービス等の周知を目的としたリーフレットを作成、配布し周知を図った。（R3～）（配布先：府内公立図書館、市町村（社会教育主管課、障がい福祉主管課）、大阪府医師会など）
- ・「様々な読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ホームページを作成し、点字の仕組み等の情報掲載及び府内公立図書館のイベント情報を発信し、府民の方への情報提供に努めた。（R3～）

＜方向性5＞ 国、市町村との連携

- ・アクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備。アクセシブルな書籍等の充実を図るため、一般書籍と電子書籍等の同時出版等が可能となる体制整備などの要望を国に行った。（R3～）
- ・経済産業省と読書バリアフリー環境整備のための電子書籍市場の拡大にむけて意見交換会（R3～）

○国における第二期計画策定（令和7年3月策定）

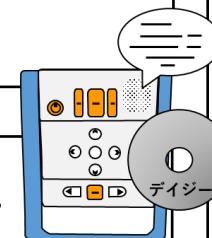
第一期の基本計画に記載した視覚障害者等の読書環境の整備に係る様々な取組を中心に、第一期基本計画期間中の進捗状況を踏まえ、内容の更新とともに、新たに補足・追記を行っている。

《計画期間》

令和7年度から令和11年度の5年間

《指標》

「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。



(参考) 国における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 (第二期) の主な改訂箇所

1 基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
 - ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
 - ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。
3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

2 計画期間

本基本計画(第二期)は令和7年度から令和11年度までを対象とする。基本計画の策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくものとする。

3 施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等 (9条関係)
 - ・視覚障害等のある教職員への支援
 - ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 (10条関係)
 - ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム(みなサーチ)に係る十分な周知
 - ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (11条関係)
 - ・サピエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
 - ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みの検討
4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等 (12条関係)
 - ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援
5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備 (13条関係)
 - ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上
6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援 (14条・15条関係)
 - ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施
7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等 (16条関係)
 - ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等 (17条関係)
 - ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
 - ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

4 基本的施策に関する指標

第8条関係	地方公共団体(都道府県・指定都市・中核市)における読書バリアフリー計画の策定状況
第9条関係	公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の冊数
	バリアフリー関係設備の整備状況
	著作権法第37条第3項による視覚障害者等用資料製作を行う公立図書館等の数(館種別の視覚障害者等用データ送信サービスのデータ提供館及びサピエ図書館登録館数)
	資料形態ごとの視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館の提供データ数
第10条関係	公立図書館等の視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館の館種別登録館数
	視覚障害者等個人の視覚障害者等用データ送信サービス及びサピエ図書館の登録者数
第11条関係	出版者から公立図書館及び学校図書館、点字図書館に提供されたタイトル数
第12条関係	市場に流通するアクセシブルな電子書籍等の新規発行数もしくは登録数
第13条関係	マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの輸出入データ数
第14条・第16条関係	国によるICT技術開発支援の採択件数
第15条関係	ICTサポートセンターの都道府県別設置状況
第17条関係	国及び都道府県等における図書館職員向けの障害者サービスに係る研修会の実施状況
	点訳・音訳奉仕員養成研修の受講者数

第二期計画策定に向けて

国の計画において、令和7年3月に第二期基本計画が策定された。本府計画においても令和3年度から概ね5年での計画期間であることから、令和7年度中に第二期大阪府読書バリアフリー計画の策定を行う必要がある。第二期計画の策定を進めるにあたり、読書バリアフリー法においては、今後長期的に大きく変化するものではないと考えられることから、第一期大阪府読書バリアフリー計画における基本方針、施策の方向性及び取組内容等を継承したいと考え。ただし、これらの考え方を基本としつつも国の計画や第一期大阪府読書バリアフリー計画策定以降に変化した様々な情勢などを鑑み新たな取組み及び指標等を盛り込んだ形で策定していくものとする。

第一期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）

1. 策定の趣旨

令和元年6月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」及び令和2年7月に策定された国の読書バリアフリー基本計画を踏まえ、同法第8条に定められた地方公共団体の計画である大阪府の計画を策定。

2. 計画の理念・役割

国の計画と同様に、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざしています。

3. 計画の対象

本計画は、視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者を対象としています。

なお、読書環境の整備にあたっては、聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、さまざまな状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

4. 計画期間

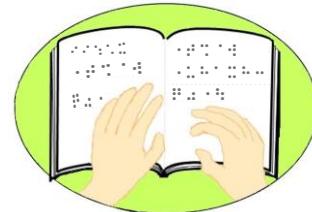
令和3年度からのおおむね5年間

第2章 大阪府における現状と課題

1. 視覚障がい者等の読書環境の現状

- (1) 大阪府内の対象者数と利用の現状
- (2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段
- (3) 大阪府におけるこれまでの取組

2. 視覚障がい者等の読書環境の課題



第3章 基本方針及び施策の方向性

1. 基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざし、5つの方向性を定め計画を推進します。

2. 施策の方向性と取組内容

<方向性1> アクセシブルな書籍等の充実 ~ <方向性5> 国、市町村との連携

第二期計画策定スケジュール



第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画素案

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）

1. 策定の趣旨（更新）

第一期読書バリアフリー計画の基本的な施策の方向性を継承しつつ新たに指標を示すことにより、これまで取り組んできた読書バリアフリー計画の推進をさらに進めることを目的とし、第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）を策定。

2. 計画の理念・役割（継承及び新規）

（前略）また、「誰一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献する計画とする。

3. 計画の対象（継承）

4. 計画期間（更新及び新規）

計画期間（第二期）は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。計画策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくものとします。

5. SDGsとの関係（新規）

視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することは、障がいのある方の社会参加・活躍の促進や共生社会の実現に寄与し、SDGsの目標達成に貢献します。

<関連するゴール>

- 「4 質の高い教育をみんなに」
- 「10 人や国の不平等をなくそう」
- 「16 平和と公正をすべての人に」



第2章 第一期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）の振り返り（令和3年度から令和6年度）（新規）

1. 視覚障がい者等の読書環境の変化

第一期読書バリアフリー計画策定後の読書を取り巻く環境の変化

2. 5つの方向性における取組実績と課題

<方向性1> アクセシブルな書籍等の充実 ~ <方向性5> 国、市町村との連携



第3章 基本方針及び施策の方向性

1. 基本方針（継承及び追記）

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、（中略）社会の実現に寄与することをめざし、第一期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画において定めた5つの方向性を継承し、計画を推進します。

2. 施策の方向性と取組内容（継承及び新規取組検討）

第4章 基本的施策に関する指標（新規検討）

「施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

- (1) アクセシブルな書籍等の充実
- (2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- (3) 図書館サービス人材育成に係る職員研修
- (4) 読書環境サービスの充実
- (5) 図書館サービスに係る情報発信